



## 児童家庭福祉制度と学生による児童虐待防止運動(オレンジリボン運動)の取り組み

著者	大熊 信成
雑誌名	佐野短期大学研究紀要
号	28
ページ	117-126
発行年	2017-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.15109/00000099">http://doi.org/10.15109/00000099</a>

# 児童家庭福祉制度と学生による児童虐待防止運動 (オレンジリボン運動) の取り組み

## Child family welfare system and Action of the prevention of child abuse campaign by the student (orange ribbon motion)

大熊 信成\*

Nobunari Ookuma

### Abstract:

This study is spelled about "the orange ribbon exercise" that is a prevention of child abuse campaign.

Child welfare is to guarantee the life of the child in hope of the happiness of the child.

Prevention of child abuse is cited in the welfare needs that appeared recently.

The number of child abuse of 2015 becomes 103,260 cases and is the most so far. There is the most psychological abuse.

In the Sano college social welfare field, I planned an event of "the orange ribbon motion by the student".

When what I send orange ribbon exercise to with a student in Tochigi has a meaning, in hope of "the social construction that is kind to child care", I do it, and the practice that is more concrete than 2015 is active. I want to continue this activity in future.

### キーワード：

児童虐待、オレンジリボン運動、児童福祉法改正、スーパービジョン

### 1. はじめに

周知のように、近年、児童虐待が深刻な社会問題となっており、21世紀を担う児童にきわめて大きな影を落としている。児童相談所における児童虐待の相談処理件数は急増しており、早急な対策が必要であるとして、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が可決・成立し、同年11月から施行されている。この法律の最も特徴的なところは、児童虐待を受けた児童について、保護者の同意を得ずに児童を保護した場合、児童相談所長又は児童福祉施設の長が当該保

護者と児童の面会又は通信の制限ができることである。すなわち、事実上、親権の一時停止を認めたことである。アメリカなどと比較すると徹底した罰則規定がないことなどが懸念されるところであり、早急の改善が望まれる。我が国は21世紀になり、児童家庭福祉をはじめとする社会福祉は大きな転換期を迎えたといっても過言ではない。一連の社会福祉基礎構造改革の中で、社会福祉の再編成が強調され、従来の措置制度から利用（契約）制度に転換するという社会福祉のパラダイム転換が図られた。すなわち、福祉はサービス

\*佐野短期大学 総合キャリア教育学科 Sano College Professor

であり、市場原理を導入し、利用する側が選  
択でき、サービスの質の向上を図るという大  
改革を進めていくというものである。このよ  
うな状況を踏まえて、2000（平成12）年6  
月に、「社会福祉事業法」が大改正され、「社  
会福祉法」となった。しかしながら、福祉、  
医療、教育、保健、住宅、労働、環境整備な  
ど多岐にわたる分野の連携と統合による包括  
的なサービスの構築が無く、結果的に児童家  
庭福祉政策実践の活性化と、共に歩む社会の  
構築が実現することに至ってはいない。21  
世紀こそ、真の「児童の世紀」にしていか  
なくてはならないのであるが、児童家庭福祉  
の理念が未だ絵に描いた餅になってしまっ  
ている事実は否めないであろう。より一層  
の努力を傾けることが重要である。

## II. 児童家庭福祉とは

1947（昭和22）年12月「児童福祉法」が  
制定・公布され、翌年実施された。この「児  
童福祉法」は初めて「法」に「福祉」とい  
う名称が使用され、これまでの児童保護に  
関する立法である「児童虐待防止法」や「少  
年保護法」などを吸収した総合立法である。  
従来の児童保護という観点から児童福祉  
という観点への転換はまさに画期的であ  
ったということができよう。児童福祉法  
はその第1条に、「①すべて国民は、児童  
が心身ともに健やかに生れ、且つ、育  
成されるよう努めなければならない。②  
すべて児童は、ひとしくその生活を保障  
され、愛護されなければならない。」と  
うたわれている。すなわち、社会を構成  
している国民の義務として、児童の育成  
に責任を負っていることが明確に表わさ  
れているのである。そして「心身ともに  
健やかに生れ、且つ、育成される」とい  
うことは、胎児の段階からの保障を述  
べており、両親の婚姻が心身ともに健  
全におこなわれ、妊娠から出産までの母  
体への健康の配慮と安心して出産でき  
る環境への働きかけ、また

適切な援助などが求められるといえる。  
そして出産後においても、児童がそれ  
ぞれの発達段階に応じたニーズが保障  
され、心身ともに健やかに育成されな  
ければならず、すべての国民がそれ  
ぞれの立場から児童の育成に努めな  
ければならないことが要請されてい  
るのである。第2項において「すべて  
児童は、ひとしくその生活を保障さ  
れ、愛護されなければならない」とは、  
児童の権利を規定したものであり、  
憲法第25条すなわち「すべての国民  
は、健康で文化的な最低限度の生活  
を営む権利を有する」ということを、  
児童における生存権保障を明確に宣  
言したものであるといえる。児童福祉  
法の特徴として以下のことがあげら  
れる。それはすなわち、

- ①児童福祉の責任を、保護者とともに国・地方自治体にあることを明記することによって、国家責任の原則を明らかにした。
- ②理念的には要保護児童に限定せず、すべての児童を法の対象にしたこと。
- ③権利の主体者を児童および妊産婦であるとしたこと。
- ④児童福祉施設を問題別に整備し、その水準を向上させることを明記している。保育所、児童館、児童遊園を一般の施設として位置づけ、整備していること。

しかしながら、「児童福祉法」が制定された  
当時においては、まず戦災孤児や浮浪児  
の保護・収容が急務であり、児童養護  
施設が各地に大量に建設されていった。  
戦後の傷跡はなかなか癒えず食料も  
ままならない状態が続き、国民全  
体の生活は依然苦しかったのはいう  
までもない。児童福祉法が制定され  
てもなお、児童観は戦前のままで  
あり、その理念とはほど遠いもの  
があった。このようなことから  
児童における理念の確立、児童  
における人権の尊重などの観  
点から「児童憲章」が

1951（昭和26）年5月5日、まさに子どもの日に制定されたのである。

児童福祉はいうまでもなく児童のしあわせ（well-being）を追求し、児童における幸福な人生を保障していくことに他ならない。しかしながら、現在における児童家庭福祉を取り巻く社会は児童にとって受難の時代といわれている。児童が健全で健やかに成長することが出来るように大人や社会の役割は重大であるといわなければならない。

児童福祉法制定から半世紀以上が経過し、児童を取り巻く状況も大きく様変わりをしている。高度経済成長から大都市への移入が進み、団地ブームの到来による核家族化への急進、絶対的貧困から相対的貧困への変容となり、心の貧しさが指摘され、加えて受験戦争の激化などから、かつて予想もできなかった児童における諸問題が指摘されるようになって久しい。児童を取り巻く現代社会は複雑化・多様化しており、虐待や引きこもり、多動、育児ノイローゼ、また少子化などの児童と家庭を取り巻く状況にも多くの問題をはらんでいる。21世紀を迎えた高度な社会システムとともに生活も豊かになっている現代社会において、子どもたちが健全に育ち豊かに人格形成をすることがかえって難しく、そのため多面的なアプローチによる対応が必要不可欠であるといっても過言ではない。

児童家庭福祉の目的は、子どもの最善の利益を保障することである。「権利主体としての子ども」という視点が重要である。1978年にポーランドが草案を提出し、1989年11月20日の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の趣旨に沿うものである。「児童の権利に関する条約」について、我が国は1994年4月22日に国会で批准され、1か月後に発効している。国連加盟国中158番目の批准国であり、とても子どもの権利推進国とはいえないであろう。「児童の権利に関する条約」の特徴として、

- ①宣言や検証などのレベルから法的拘束力をもなった国際条約へと進展したことである。これは憲法と児童福祉法などの法律との中間的な位置付といえる。
- ②これまでの「児童の権利宣言」などに比べ、子どもの権利の内実に関して多面的で総合的に深められていること。「ジュネーブ宣言」は5項目、「児童権利宣言」は10項目の規定であるが、「児童の権利に関する条約」は前文と54か条から成り立っており、具体的な権利の保証と権利侵害からの保護について規定している。
- ③第12条の意見表明権に代表される市民的自由権に関する条項を登場させたことである。

なお、「権利主体としての子ども」という言葉は、1993（平成5）年に「厚生省子どもの未来21世紀プラン」報告書に盛り込まれた。また2007（平成19）年の「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、法律の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記されている。

さて、高橋（1983）は、児童福祉の概念規定は、「目的概念」と「実体概念」という2つの概念に大別できると述べている。すなわち、「目的概念」は理念、または思想としての児童福祉であり、あるべき児童福祉の姿、理想的・望ましいありかた、などの意味・内容を付与した用例であり、「実体概念」とは児童の社会的な生活障害や生活破壊から生起するニーズに対応して、児童の権利を保障するための現存する児童福祉政策、制度、運動や活動などの具体的な実体そのものを意味・内容とした用例で、児童福祉を学問の対象として学び研究しようとするさいには抽象的な目的概念としてではなく、社会的・歴史的現実としての実体そのものを示す「実体概念」として規定され用いられるとしている<sup>1)</sup>。かつてわが国における児童福祉は慈善救済的

性格が濃く、孤児や遺棄児、貧困家庭児童の保護・救済や障害児の保護という観点から限定的に児童をその対象としていたが、今日においてはすべての児童を対象としており、児童の健全な成長・発達を支援するための社会的活動となっている。児童福祉の概念は、このような歴史的現実を踏まえ、わが国における豊かで複雑な社会において、児童が健全に育ち豊かな人格形成が育まれるように多面的なアプローチをしていき、児童の福祉を増進していくものということができるであろう。

### Ⅲ．児童虐待について

近年顕在化した福祉ニーズとして児童虐待防止があげられる。厚生労働省は1990（平成2）年度から、児童相談所が把握する虐待件数を公表している。全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数が1990（平成2）年度には1,101件だったものが、2008（平成20）年度には42,662件となっており、約38倍となっている。さらに2015（平成27）年度の速報値では、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件となり、これまでで最多の件数となっている。実に、この25年間で1990（平成2）年度の件数のおよそ100倍とまでなっているということになる。さらに、いままでは「身体的虐待」が最も多かったのであるが、2015（平成27）年度は、「心理的虐待」の割合が最も多く48,693件（47.2%）、次いで「身体的虐待」が28,611件（27.7%）となっている。そして「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が24,438件（23.7%）、「性的虐待」が1,518件（1.5%）である。「心理的虐待」が増加したことについて、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加したこと、また児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係

機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加が指摘されている<sup>2)</sup>。（表1）

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行された。「児童虐待防止法」では第2条で児童虐待を次のように定義している。

「この法律において『児童虐待』とは、保護者がその監護する児童に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- ①児童の身体に外傷が生じ、又はおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）」

浅井（1990）は、児童虐待を「逃れがたい支配・管理・強制関係のもとで、親・家族あるいはおとなによる子どもの人権や身体的・精神的安全を脅かす行為である」と定義している<sup>3)</sup>。子どものSOSの声が届かず、消えた子どもたちが数多く存在する<sup>4)</sup>。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向

け、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの連続的で総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

児童虐待防止対策の主な取り組みとして以下があげられる。

①発生予防

- 生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）の推進

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握する。

- 育児支援家庭訪問事業の推進

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導・助言等の実施

- 地域子育て支援拠点の整備

地域において子育て中の親子が相談・交流できる地域子育て支援拠点の身近な

場所への設置を促進する

②早期発見・早期対応

- 「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化

市町村において関係機関が連携し児童虐待等への対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の設置促進を図るとともに、コーディネーターの研修の実施など機能の強化

- 児童相談所の体制強化

児童福祉司の配置の充実、一時保護所の体制強化

③保護・自立支援

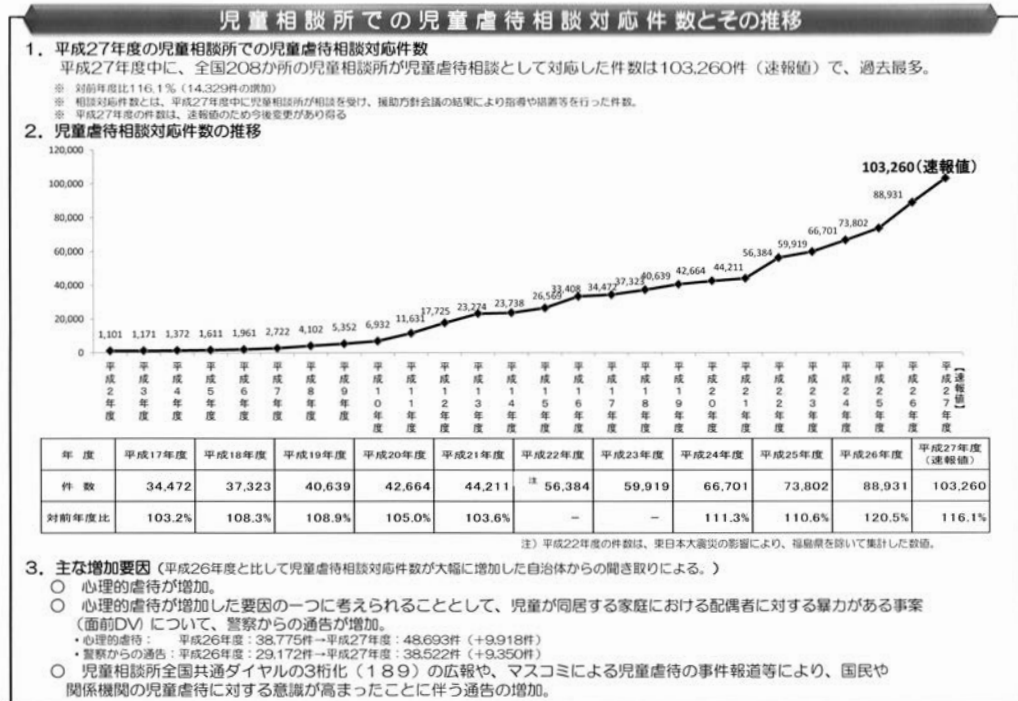
- 児童養護施設等に入所している子どもへの支援の充実

小規模ケアの推進、個別対応職員や家庭支援専門相談員の配置等の充実

- 里親委託の推進

里親委託を推進するため、里親制度の

表1 厚生労働省平成27年度児童虐待対応件数（速報値）より転載



普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進。また、虐待をした親自身への再発防止対策として、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを行う親支援を推進しているところである。

その後、2004（平成16）年には、「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」の改正が行われ、

制度的な対応について充実が図られてきた。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も先に述べたように増加を続け、依然として、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。そのようなことに鑑み、2004（平成16）年から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関



写真1 学生手作りのオレンジリボン

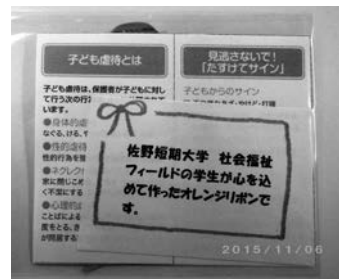


写真2 啓発カード



写真3 佐野市役所 市民活動スペース



写真4 佐野市役所に配布の様子

児童虐待防止を周知

佐野短大社会福祉フィールドの学生による児童虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」が11月30日、佐野市役所で行われた。2年松本沙耶伽さん（19）と写真真右は「運動を初めて知ったという人が多かったのだ、今後いろいろな人に知ってほしい」。

同運動は11月中旬にも道の駅「とまんなかたぬま」で行われ、配布するオレンジリボンは学生たちが約2

児童虐待防止を周知

カ月かけて準備した。2年大家千枝さん（20）

同左は「多くの人に受け取ってもらいたい、189児

児童相談所の全国共通ダイヤルの番号を知ってもらえたいと思う」と笑顔を見せた。

資料1 平成28年12月7日付 下野新聞

心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しており、オレンジリボン運動として、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という願いから民間団体、地方公共団体、国が連携し、一体となってオレンジリボンキャンペーンを展開し、社会全体として子ども虐待を防止する機運を高めることとしたのである。

#### IV. オレンジリボン運動の取り組み

筆者は佐野短期大学総合キャリア教育学科社会福祉フィールドにおいて2000（平成12）年度より社会福祉士養成に携わっている。主な担当科目は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（児童福祉論）」や「相談援助論」等であるが、講義の折に現代の子どもたちを取り巻く現状を訴え、何か私たちにできることはないかということをもとに学生と共に考えてきた。そのようなときに「大学」と「道の駅」の交流・連携の一環として、佐野短期大学と道の駅「どまんなかたぬま」及び宇都宮国道事務所3者で連携企画型の実習を実施することになり、企画立案をすることになった。この取り組みは、将来の地域活性化の担い手となる人材を育成・確保するとともに、「道の駅」が地域活性化の拠点を目指して進化を遂げるため、「道の駅」と「大学」がお互いのニーズを確認し、付加価値を創出する企画・立案等を実施するもの<sup>5)</sup>となっている。そこで、佐野短期大学総合キャリア教育学科社会福祉フィールドでは、道の駅「どまんなかたぬま」において「学生によるオレンジリボン運動」のイベントを企画するに至った。オレンジリボン運動の契機となったのは、2004（平成16）年に栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、橋の上から思川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件に端を発する。そして2005（平成17）年、栃木

県小山市にある「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を目指してオレンジリボン運動が始まった。現在ではこの運動は全国に広がり、先述のとおり「児童虐待防止法」が2000（平成12）年11月に施行されたことにちなんで毎年11月が児童虐待防止推進月間となっており、厚生労働省等の呼びかけにより様々なキャンペーン活動が展開されている。佐野短期大学社会福祉フィールドでは、「子育てにやさしい社会の構築」を願い、この運動の契機となった栃木県で、そして日本の道の駅の中心に位置する「どまんなかたぬま」でこのオレンジリボン運動を学生とともに発信していくことに意味があるとし、2015（平成27）年より、具体的な実践活動を行っている。オープニングイベントでは開催宣言を行った後、学生が手話歌・手遊び歌などを披露し、オレンジリボンを学生と一緒に作成するコーナーを設けた。また、道の駅に来場する皆さんにオレンジリボンを配布すること、また同時に児童虐待防止のチラシを配布し、児童相談所全国共通ダイヤルが今までの0570-064-000から2015（平成27）年7月1日より189（いち早く助けて）という覚えやすい3桁の番号になったことへの周知と虐待防止の啓発活動を行った。さらに、佐野市のご当地キャラクターである「さのまる」くんにも来ていただきオレンジリボンの配布に協力していただいた。

この学生の手による「厚生労働省（虐待防止）」、「国土交通省（道の駅）」、「文部科学省（学生）」の3省にまたがる事業の展開は、全国でも初と思われる。また、オレンジリボン運動を実施している大学は栃木県内で国際医療福祉大学と佐野短期大学だけである。全国ほとんどの大学が学園祭に絡めて実施しているに過ぎず、道の駅と連携して実施するのは本学だけであると自負している。このイベン



トを定例化し、佐野短期大学から全国へと今後も発信していきたいと考えている。

オレンジリボン運動を展開するにあたり、学生が工夫した点として、

- 手作りオレンジリボンを500個作成した。
- 作業風景を写真に撮り、それをコルクボードに貼り現場に提示した。
- リボンも様々な種類(縁がキラキラしたものや中央ラインがキラキラしたもの)を用意した。
- 楽しさ、明るさを出すためオープニングセレモニーを実施し、子どもたちが楽しめるように手話歌、手遊び歌を披露した。
- ご当地キャラクター(さのまる)を起用したPRを実施した。
- 啓発カードを同封して189の直通ダイヤルの周知を徹底した。
- 一人でも多くの方に知っていただくためにメディアを最大限に活用した。(下野新聞・読売新聞・東京新聞に掲載された。またとちぎテレビのニュースで紹介された。) などである。

## V. スーパービジョン・振り返り・特性要因図作成

オレンジリボン運動が終了し、その後教室においてスーパービジョン・振り返りを行った。大学教育機関の現場では、どうしても教育的スーパービジョンに重点がおかれる傾向がある。スーパービジョンは現任訓練や新人研修、また大学の演習という形で行われており、これらの場合、知識・理論にどうしても偏ってしまう傾向にあるといえよう。スーパービジョンの目的は、それが大学という機関の場合、学生を教育・訓練し、将来、ワーカーとなった時に、クライアントによりよいサービスを提供することができるように導くことである。このようなことから、実際にオレンジリボン運動を展開しているときも、

また教室内の振り返りのスーパービジョンにおいても筆者は「このフィールドのグループでアイデアを出し合い、子どもたちの権利について考えていきたい」ことを宣言し、ピアグループスーパービジョン(同僚間スーパービジョン)に焦点をあててきた。それを試みたことにより、その後のスーパービジョンにおいてメンバー間での経験を共有し、それぞれのメンバーの能力を認め合い、相互利用することが伺えた。またプロセスレコードも用いたKJ法による特性要因図作成ではピアグループスーパービジョンによりケースを多面的に検討することができ、メンバーに支えられ、自身が成長した過程が伺えた。特性要因図作成においては、ブレインストーミング法を用いて、4つのルール、すなわち①絶対批判しない、②自由奔放、③質より量、④便乗結合に従ってグループ討議を行った。ブレインストーミング法による特性要因図作成の学生の感想は以下のとおりである。

○「絶対批判しない」というルールがあるので、安心して意見を述べることができた。



写真5 ブレインストーミング法によるグループ討議。特性要因図作成の様子。

- 自分自身の過去を振り返ることにより、辛さもあったが、メンバーが傾聴してくれたので前向きになれた。
- 自分の考えや発言に対する特徴がわかった。
- 自分一人では考えがまとまらなかったりするが、大勢で話すことによりおもしろいアイデアが生まれる。
- メンバーの新しい一面を観ることができた。などである。

このように短期的な実践活動においては学生の振り返りにおけるピアグループスーパービジョンの活用が効果的であるといえるだろう。

児童虐待防止全国ネットワークが主催する「平成28年度 学生オレンジリボン運動全国大会」に本学社会福祉フィールドはエントリーをして、全国70校の実施校の中から代表6校に選抜された。平成29年2月5日にT's渋谷フラッグカンファレンスセンターで行われた「平成28年度 学生オレンジリボン運動全国大会」で発表を行い、オレンジリボン奨励賞（全国第2位）を受賞し、表彰された。

## VI. 児童福祉法等の改正について～まとめ～

2016（平成28）年5月27日、児童福祉法等の一部を改正する法律が、成立した。

今回の見直しでは、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために「母子健康包括支援センター」の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置が講じられることとなった。改正法の主な内容は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の

内容を精査し、児童福祉法の理念を明確化した。児童虐待の発生予防として、「母子健康包括支援センター」の設置等を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を行ない、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見し、遅減をすとした。また児童虐待発生時の迅速・的確な対応として、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化をした。さらに被虐待児童への自立支援として、被虐待児童の親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が取られることとなった場合に、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、自立に結びつけるとしたことである。そして、第1条及び2条が大幅に変更されたことは注目に値する。

**第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

**第二条**に第一項及び第二項として次の二項を加える。

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

児童福祉法制定以来、このような大改正はいままでなく、それは裏を返せばそれだけ

子どもの人権が剥奪されていることに他ならない。この啓発活動を行うことにより、子どもたちが子どもたちらしく自分の未来を築けていける社会になることを願い、今後もこの活動を継続したいと思っている。

### 謝辞

オレンジリボン運動の取り組みは沢山の人の支えによって実現が可能となったのは言うまでもない。特に行政との連絡調整では本学の大橋事務局長に、また道の駅との連携では山田先生に大変なご尽力をいただいた。キャンペーン運動実施にあたっては、中島先生に女性ならではの視点と細かな配慮をいただき、この運動を成功裏に導いていただいた。さらに佐野市役所家庭児童相談室の成田さんには「ぜひ佐野短期大学の学生さん達に佐野市役所の市民活動スペースを活用していただき、児童虐待防止オレンジリボン運動キャンペーンを開催してもらいたい。もっと広い意味で市役所という公共施設し、役所の可能性を拡げたい」という提案をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。そしてやはり学生たちのそれぞれの発想（体験、主観、

気づき、思い等）を最大限に生かした熱心な取り組みがあり、今回、名誉ある賞をいただいた。筆者は学生達をととても誇りに思う。

### 注釈

- 1) 高橋重宏・江幡玲子編著『児童福祉を考える』川島書店、1983年、p.55
- 2) 心理的虐待は平成26年度には38,775件であったが、平成27年度には48,693件と9,918件の増加となっている。また警察からの通告は、平成26年度は29,172件であったが、平成27年度は38,522件となり、9,350件の増加となっている。
- 3) 一番ヶ瀬康子編著『新・社会福祉とは何か-第3版』ミネルヴァ書房、1990年、p-93
- 4) 消えた子どもたちについては、NHKスペシャル「消えた子どもたち取材班」著者『ルポ消えた子どもたち』NHK出版新書、2015年を参照されたい。
- 5) 国土交通省関東地方整備局サイト 記者発表資料 [http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya\\_00000180.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya_00000180.html)



写真6 全国大会での発表の様子